特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を取 り、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言 します。

特記事項

なし

評価実施機関名

玄海町長

公表日

令和7年10月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務					
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。玄海町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成(2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正(3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置(4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知(5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付(6)住民票の記載事項に変更があった際の転出元市町村に対する通知(7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会(8)住民からの請求に基づく住民票コードの変更(9)個人番号の通知および個人番号カードの交付(10)個人番号カード等を用いた本人確認なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。					
③システムの名称	1.既存住民基本台帳システム(「既存住基システム」という。) 2.住民基本台帳ネットワークシステム 3.統合宛名システム 4.中間サーバ 5.申請管理システム 6.マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)					

2. 特定個人情報ファイル名

1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用 1. 行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ·第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) 法令上の根拠 ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の 提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携							
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制・行政手続における特定の個人を識別するための第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163	番号利用等に関する法律 性に関する命令 第2条の表 、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、 118、124、129、130、132、135、137、138、141、142、 、164、165、166の項)					
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	玄海町住民課						
②所属長の役職名	住民課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字	P諸浦348番地 TEL:0955-52-2111					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	住民課 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地	地 TEL:0955-52-2157					
9. 規則第9条第2項の適	用 用	[]適用した					
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	令和7年6月30日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か			令和7年6月30日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワ	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	ı]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会をしている。						

9. 監査	*						
実施の	有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査	[] 外部監査	
10. 従	業者に対する教育・	啓発					
従業者に	に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最	も優先度が高いと考	えられ	る対策		[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優 <i>う</i> る対策	先度が高いと考えられ	<選択II 1) 2) 3); 4); 5); 6); 7); 8);	支> 目的外の入手が行わる 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク 情報提供ネットワーク	と紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] 手が行われるリスクへの対策 と紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 者によって不正に使用されるリスクへの対策 する不正な使用等のリスクへの対策 ・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
アクセス制限手順については、F ローを確立している。また、副本 とっており担当していない業務に		、所属長及本登録等に関する 紐付け、副	なびシステム語 に使用する統 特定個人情報	が可能となるよう、アクセス制限を実施している。 い門が許可した後、システム部門で設定を行うフ 合宛名システムにおいても、上記と同様と対策を 会を紐付けられることはない。これらの対策を講じない情報との紐付けが行われるリスクへの対策			

変更箇所

<u> </u>	771				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ 4.情報提供ネットワークシ	(情報提供の根拠)	(情報提供の根拠)		
令和1年6月28日	I 5.評価実施機関における 担当部署	住民福祉課長 中島 泰広	住民福祉課長		
令和1年6月28日	Ⅱ 1.対象人数	平成30年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点		
令和1年10月1日	担当部署	①部署 住民福祉課 ②所属長の役職名 住民福祉課長	①部署 住民課 ②所属長の役職名 住民課長	事後	
令和2年1月31日	I 8.特定個人情報ファイルの 取扱に関する問合せ	住民福祉課 ℡ 0955-52-2158	住民課 Tel 0955-52-2157	事前	
令和2年8月31日	Ⅱ 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年8月31日	2.取扱者数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年8月31日	ステムによる情報連携	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の	事後	
令和3年10月25日	ステムによる情報連携	【(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事後	
令和3年10月25日	▮ 1.対象人数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月25日	2.取扱者数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年12月22日	1.③システムの名称	1.既存住民基本台帳システム(「既存住基シス テム」という。)	1.既存住民基本台帳システム(「既存住基シス テム」という。)	事前	
令和5年8月1日	1.対象人数 いつ時点の計	令和4年8月31日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年8月1日	2.取扱者数 いつ時点の計	令和4年8月31日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和6年10月31日	1.对家人数 いつ時点の計	令和5年7月1日時点	令和6年10月31日時点	事後	
令和6年10月31日	ステムによる情報連携	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供	事後	
令和6年10月31日	断の根拠	【新様式による追記】	住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を	事後	
令和6年10月31日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	【新様式による追記】	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ 閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施	事後	
令和7年10月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和6年10月31日時点	令和7年6月30日時点	事後	